

平成16年度「補助金等に関する事務執行状況について」

「意見」の措置状況（議会事務局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
88	<p>43. 政務調査費（議会事務局）</p> <p>①使途基準の厳格な運用</p> <p>政務調査費は、平成13年度から条例制定され、各会派に対し、議員一人当たり月8円の調査費用を交付してきたものである。政務調査費の使途基準は、奈良市議会政務調査費の交付に関する規程に使途基準が明記されており、「研究研修費」、「調査旅費」、「資料作成費」、「資料購入費」、「広報費」、「広聴費」、「人件費」、「事務所費」、「その他の経費」と9区分されている。そして、それぞれの項目では、どのような支出が該当するのかが例示を交えて記載されている。</p> <p>しかし、基準の記載内容に解釈の分かれるものもあって考えられ、末尾に添付している「会派別支出額」や「1人当たり支出額」を見てみると、各会派でばらつきがあることが判明する。会派ごとの支出状況は、会計帳簿を見ることができなかったため詳細は不明であるが、例えば資料購入費の中に政治色の強い新聞が含まれているとされており、使途基準にいう「会派の行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費」に該当するか否かは検討の余地がある。また、例えばパソコンのリース代についてもこのなかに含まれるが、会派の活動としてではなく個人が使用するパソコンリース費用が計上されているならば、会派の活動を支援する目的から鑑みて妥当とは言えないものとなる。</p> <p>よって、使途基準の記載内容で解釈の分かれるところは、十分な取り決めを行い、その範囲内での支出を各会派が行うように十分に留意すべきである。</p>	議会総務課	措置済	<p>平成19年9月21日設置した議会制度等検討協議会において検討を重ね政務調査費の透明性の確保を図るため、条例・規程等の所要の改正を行い、平成20年4月1日以降に交付する政務調査費について、収支報告書に領収書等の写しの添付を義務づけることとしました。</p> <p>政務調査費の使途基準に係る運用指針となる執行の手引きについては、同検討協議会で検討を重ねた結果、同年5月に「奈良市議会政務調査費執行の手引」を作成し、運用しています。</p> <p>その後、平成22年3月の条例改正により従前の会派支給から原則として議員個人への支給に変更となったときや、平成25年3月に「政務調査費」から「政務活動費」に名称が変更されたときにそれぞれ手引の内容を改正するなどして、より厳格な使途基準の運用に努めています。</p> <p>※現在の手引の名称は、「奈良市議会政務活動費執行の手引」となっています。</p>	平成26年9月30日現在
88	<p>43. 政務調査費（議会事務局）</p> <p>②旅費の精算方法について</p> <p>先進地視察等で調査旅費が発生する場合、宿泊費や日当は市の職員の規定を準用して適用しているとのことである。取り決めに基づいて支給していれば問題ないが、交通費についても入手可能な領収書は必ず会計帳簿の裏づけとしておく必要がある。各会派でどこまで厳格に領収書管理ができていないかは不明であるが、厳格な管理が要求される。なお、宿泊費や日当の金額は、奈良市議会政務調査費の交付に関する規程に明記することが望ましい。</p>	議会総務課	措置済	<p>「奈良市議会政務活動費執行の手引」には、先進地視察等に伴う宿泊費等の金額や交通費の取り扱いが明記されています。</p>	平成26年9月30日現在

平成16年度「補助金等に関する事務執行状況について」
「意見」の措置状況（議会事務局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
89	<p>43. 政務調査費（議会事務局） ③支出状況の積極的な公開 各会派からの所定の収支報告書を見る限り、研究研修費や調査旅費としか記載されていないため、どのような使途になっているのかは明らかにならなかった。議員の活動には機密的な要素が含まれることが想定され、公開に適さないものがあるものの、最近では、地方議員が自分のホームページなどで政務調査費の使途状況を詳細に公開している例も多数見受けられ、住民にとっては何に使われているのか非常に明確となり、透明性が高くなっていると考えられる。よって、奈良市においても、当然強制されるものではないが、そのような他団体の議員の例を見習って、積極的に使途状況を公開することが望まれる。また、先進地に対する視察を積極的に行っているため、そこで得られた成果については視察報告書だけに留まらずわかりやすくまとめた結果を広く公開すべきと考える。</p>	議会総務課	措置済	<p>平成20年3月の条例改正により、収支報告書に加えて領収書等の支出に係る証拠書類の写しの添付を義務付けたことで、情報公開請求の手続きによりどなたでも各議員、会派の政務活動費の支出状況を確認することが可能となっています。また、平成25年度分からは、議会で定める「奈良市議会政務活動費収支報告書等の閲覧に関する要綱」によって請求をすれば、その内容を閲覧することができます。さらに、奈良市ホームページでは政務活動費の項目別一覧表をご覧になっていたという、積極的に情報公開に取り組んでいます。</p>	平成26年9月30日現在
89	<p>43. 政務調査費（議会事務局） ④市の管理体制の強化 議会政務調査費の交付に関する条例によれば、議長が使途基準を定め、各会派は議長に収支報告書を提出することになっており、議長が十分なチェックを行うことが想定されている。しかし、同条例第8条には、「市長は、市政に関する調査研究に資するため必要な経費として支出した総額を控除して残余がある場合、政務調査費を返還することを命じることができる。」とあり、市としても管理していなければ返還要求はできないものと考えられる。しかしながら、監査を行ったなかで収支報告書の内容を十分に把握していなかったことから、現在の市の管理体制を見直す必要があると考える。また、補助金受給団体の適正な使途状況等を第三者に対して説明する責任があり、議会会派に対する政務調査でもこの責任は同様に存在すると考える。 政治家には、通常以上の高い倫理観が求められ、こうした点からも、よりいっそう議員としての高い見識と倫理観に基づいた制度の運用が必要であると同時に、市側の管理体制も強化する必要があると考える。</p>	議会総務課	措置済	<p>政務調査費の透明性の確保を図るため、平成20年4月1日以降に交付する政務調査費について、条例等の所要の改正を行い、収支報告書に領収書等の証拠書類の写しの添付を義務付けることになりました。このことにより、市の管理体制の強化を図っています。</p>	平成26年9月30日現在

平成16年度「補助金等に関する事務執行状況について」

「意見」の措置状況（議会事務局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
90	<p>43. 政務調査費（議会事務局）</p> <p>⑤他団体での見直し状況を参考にすべき 他団体においては、政務調査費の運用に関して盛んに見直しが行われている。監査人が知りうる範囲でも以下の事例があるため、奈良市においてもこれらの状況を参考にしつつ、より厳格に運用することが望まれる。</p> <p>例えば、京都市議会は、市から支給される政務調査費の使い途の透明性を高めるため、支出目的について1件5万円を超えた場合は、議員に領収書の提出を義務付ける方針を固めた。市では政務調査費を会派と議員個人それぞれに支給しており、いずれも提出義務の対象となる（人件費、事務所費除く）。</p> <p>また、大阪府茨木市では、従来の収支報告にくわえ、会計帳簿と証拠書類（領収書など）を議長へ提出することを義務づける条例を制定している。これは、政務調査費の透明度を高めようとするもので、今回の改正によって会計帳簿や証拠書類は情報公開条例の対象となり、市民も帳簿を閲覧することが可能となった。また、これらの書類に対して適正に運用されているかを調査する権限を議長に付す条項も新たに加えられている。</p>	議会総務課	措置済	収支報告書への領収書等証拠書類の写しの添付の義務付けや、交付対象の会派から議員個人への変更などに伴う条例改正の際には、他の中核市や他団体の事例を参考にしながら検討を行っています。	平成26年9月30日現在